



表面の第二字は「ヰ」冠の文字とみられる。表裏とも墨痕は認められるが判読はできない。木簡の一側辺の一部は欠損している。下半は一方から切り込んで幅をせばめ、さらに先端を二次的に削っている。また、中央近くには一孔を穿っている。

本木簡は判読はできないものの六世紀末～七世紀初頭のもので、木簡としては最も古い事例に属し、しかも、集落跡から出土した点が注目されるところである。この集落を特異な建物をもつ集落、すなわち、渡来系集団の集落と解釈することによって、この木簡の存在が理解されよう。

(林 博通)

栃木・下野国府跡

1 所在地 栃木県栃木市田村町

2 調査期間 一九八二年(昭57)五月～一九八三年(昭58)三月

3 発掘機関 栃木県教育委員会・財團法人栃木県文化振興事業団

4 調査担当者 大金宣亮・田熊清彦・木村 等・中野正人・大橋泰夫

5 遺跡の種類 官衙跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

下野国府跡は、栃木市の東方を南方へ流れる思川右岸の沖積低地に位置している。この思川

を東へ越えた対岸の台地上には、下野国分寺・同国分尼寺(国分寺町)が所在している。

本遺跡の調査は、八二年

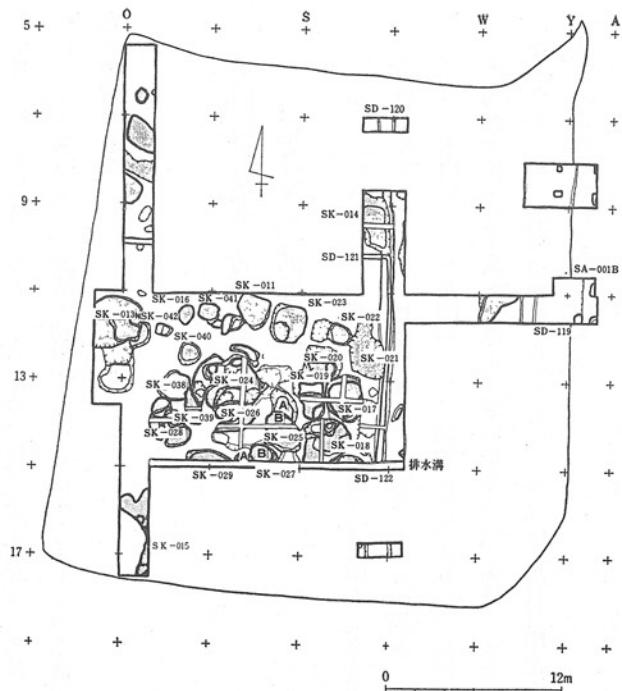
古資料館において「記された世界——大阪府下出土の墨書き器文字瓦と木簡展——」が開かれた。副題にあるように大阪府出土の墨書き器・文字瓦・木簡が一堂に集められ、興味つきない展示であった。同展の概要を紹介した「泉北考古資料館だより」一六号も刊行されている。

大阪府立泉北考古資料館

『記された世界展』の紹介



四次、八箇年に及ぶもので



第18次発掘調査区遺構配置図(44地区)

ある。昨年度の調査において検出した主な遺構は、第一八次——政
府の西隣地区に木簡・削屑を出土した土壙二〇余基、第二〇次——
政府内郭北辺塀から北へ一町付近に東西道路(路面幅、約三〇尺)、第
二二次——政府から南三町付近に、政府へ連続している南北道路及
びその西側に掘立柱塀によって区画される建物群、第二三次——国
府域内を区画するものとみられる溝跡や政府南西隅へ向う大溝、第
二四次——政府中央から東へ約一六二m(約二町半)付近の南北大溝

等々である。

木簡・削屑等は、第一八・二三次地区から出土している。ここで
は、第一八次地区出土木簡のうち、その一部を報告する。

第一八次調査と木簡出土の土壙群の概要は次のとくである。政
府内郭の区画施設・建物群はⅠ～Ⅳ期の変遷がある。各期のおおよ
その年代は、Ⅰ期＝八世紀前半、Ⅱ期＝八世紀後半から九世紀初頭
頃、Ⅲ期＝九世紀代、Ⅳ期＝終末は十世紀代である。政府に西隣す
る本調査区からは、政府西辺の区画施設として南北塀(SA-100)
B-II期)、その西側に南北溝(SD-1-19=III・IV期)を検出して
いる。さらに、SD-1-19(Ⅲ期)と同期に存在していたとみら
れる南北溝(SD-1-20)があり、この溝間はあるいは政府Ⅲ期西
辺に計画された道路部分(路幅、約三〇尺)とみなすこともできる。
政府Ⅱ期に機能していたと考えられる溝(SD-1-21・1-22)は、
多量の木簡を出土した土壙群をとり囲むように配置されている。こ
の土壙群は、検出状況・堆積土等からA・Bの二群に分けられる。
A群は土壙検出面が政府Ⅱ期焼失時の整地土であり、その下位に土
壙廃棄時及び機能(使用)時の堆積土がみられるものである。B群は
土壙検出面が遺物包含層であり、壙底面付近まで政府Ⅱ期焼失時の
整地土が堆積しているものである。なお、A群の土壙は廃絶後窪地
状になっていたため、この土壙群の最上層(含検出面)を整地土が占
めているものと判断される。木簡(1)(2)(5)(6)はA群、(3)(4)はB群の土

壙から出土したものである。

(1)(2)はSK—○—一土壤 (長さ約1・六寸、幅約1・一寸、深さ約〇

・五寸)の上面を覆う政厅二期焼失時の整地土の下位層(1)と最下層

(2)から出土したものである。(3)(4)はSK—○—三土壤 (長さ約六・六寸、幅約三・六寸、深さ約〇・四寸)、(5)はSK—○—八土壤 (幅約三

・〇寸、深さ約〇・四寸)の底面小穴中から出土している。(6)はSK

—○—一七B土壤 (深さ約〇・三寸)のほぼ底面からの出土である。ま

た、(1)と同一層位には漆紙文書四点 (延暦□年十月五日)と年紀の

読みとれるもの等)が含まれている。なお整理途中ではあるが、今回

報告するものの他に千余点以上の木簡削屑が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) × × 延暦十年七月廿□×

〔中カ〕

(124)×(24)×3 081

(2) × □□□□国二月□日符買□□□
□六月廿二日符買進甲料皮 ×

〔依カ〕 〔廿カ〕 〔進カ〕

091

(3) × □□□文
〔解カ〕

〔薬〕
月料
□師寺

(62)×27×5 061

× □田者此不□必申給也仍□×
〔也カ〕

(195)×(16)×2 081

• × 德 德 德 天平元□ ×
〔学生カ〕〔丈丈丈〕

× □□□丈マ濱足足足×

(176)×(12)×3 081

• 「一月□□」
始政日文

• 「一月□□」

(93)×(27)×5 061

(1)は、天地部・左右両側縁部とも腐蝕している。年紀は、本片の中位から下半にかけて記されている。裏面には、中央部分に一字(中カ)が認められる。(2)は、左側がうすく半月形に残る削屑である。文字は縦二行にわたり、同様な書式によつて記録されている。某年度の三月と六月とに国符をもつて用達した物品名が摘録されている。(3)は軸部が折損されてはいるものの、題籠部は良く遺存している。文字は、表裏面とも二行に書かれている。本簡は、当国薬師寺より国府あて上申された月料についての文書に付された題籠であろう。下野国薬師寺は、「続日本後紀」嘉祥元年十一月乙未条に「下野国言、薬師寺者、天武天皇所建立也。」と見え、同日の太政官符(『類聚三代格』卷第三)によつても天武天皇の建立と伝わる官寺であり、

また、『東大寺要録』卷第一には天平宝字五年正月二一日のこととして「下勅於下野藥師寺、筑紫觀世音寺始建戒壇。」とあり、戒壇が設置されたことが知られる。道鏡は、造下野藥師寺別當として左遷されている。(4)は、四断片を接合したものであり、天地部分は腐蝕している。裏面に文字は認められない。上端文字はシンニュウとみられる墨跡がのこっている。完存する五文字目の左側は割損している為に「也」字としてよいのかやや疑問がのこる。(5)は、三断片に折損しているものの接合は可能である。天部は削損し、地部・

左・右辺は割損あるいは折損している。文字ののこる両面は、部分的にはあるが墨書後の削りが加えられている。表裏両面に見られる書体がやや異なつており、あるいは異筆の可能性も考えられる。遺存する断簡の左・右端辺付近に何文字分かの墨跡がみとめられる。(6)は、題籤部の三分の一と軸部の下半が折損している。「始政日文」の題辞が注意される。例えば、新任国司の行事として「折吉日、始行交替政事。」(『朝野群載』卷二「國務条々事」)とされている。

今回報告した木簡のうち、(5)は下野国府の政厅一期機能時期につ



木簡(5) (部分)

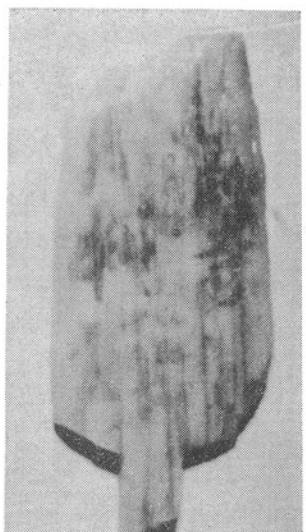
いての傍証を得たものであり、(1)は政厅Ⅱ期建物群焼失時期を示唆するものである。ようやく木簡等の資料によって当国府の具体的な様相も明らかになりつつあると言えよう。

なお、木簡釈読については、土田直鎮・岸俊男・佐藤宗諱・鬼頭清明・平川南・東野治之・佐藤信・佐藤和彦の諸先生に御示教を賜わった。謹謝申し上げる次第である。

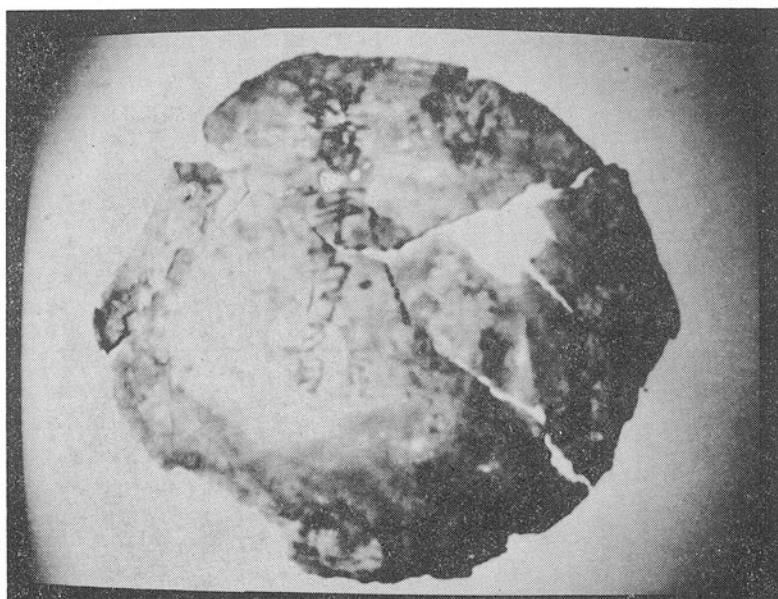
9 関係文献

栃木県教育委員会『下野国府跡発掘調査概報V』(一九八二年)

(大金宣亮・田熊清彦)



題籤 (3)



漆紙文書（赤外線テレビによる）

栃木・下野国府跡 寄居地区遺跡



検出遺構は、堅穴住居跡
一四軒・溝状遺構一〇条。
掘立柱建物跡二棟・土墻一
六基・井戸跡一基等である。

本遺跡は、栃木市の東方を南流する思川の右岸沖積低地上に位置する。また、この沖積低地上には下野国府跡（南東約八〇〇m）や長原東遺跡（北東約二〇〇m）が所在している。
発掘調査は、道路改良工事に先がけて行つたものである。

- | | | |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 所在地 | 栃木県栃木市寄居町 |
| 2 | 調査期間 | 一九八二年（昭57）四月～七月 |
| 3 | 発掘機関 | 栃木県教育委員会・財栃木県文化振興事業団 |
| 4 | 調査担当者 | 岩淵一夫・木村 等 |
| 5 | 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 奈良～平安時代 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |